

小樽市ゼロカーボン推進事業業務仕様書

1 業務名

小樽市ゼロカーボン推進事業業務

2 業務の目的

ゼロカーボンシティ小樽市を実現させるためには、市民一人ひとりが環境配慮行動を実践し、脱炭素社会に向けて取り組む必要があり、そのためには、脱炭素社会に関する理解と関心を高め、一人ひとりの自発的な取組を促進していく必要がある。この業務では、市民に対し、ゼロカーボンに対する意識の醸成、行動変容を促すことで、市民に環境配慮行動を定着させ、小樽市の脱炭素社会に向けた取組を加速化することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

4 委託料

5,061千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、本業務委託に係る全ての経費は、委託料に含むものとする。

5 業務内容

(1) デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）チャレンジ事業

ア 実施期間

令和8年8月～10月（予定）

イ 内容

市民にデコ活を定着させるため、デコ活チャレンジメニューを実践した参加者に景品を贈呈し、市民にデコ活を普及する。

ウ 業務内容

(ア) チャレンジメニューの選定・作成・印刷・配布（新聞折込・配布用約30,000部）

(イ) 広報（ポスターなどの作成・印刷・配布、メディアを通じた広報等）

(ウ) 結果の集計

(エ) 景品の選定、調達、発送

エ 要件

(ア) チャレンジメニューは、デコ活又はデコ活につながる取組であって、市民が取り組みやすい項目とすること。また、チャレンジメニューは15項目以上とし、環境省が示すCO₂削減量が公開されているデコ活アクションを選定するなど、実践人数からCO₂削減量を試算し数値的な効果検証が可能な項目とすること。

(イ) 広報は、ウェブサイトや新聞折込等、より多くの市民に周知できる内容とすること。

(ウ) 景品は、参加意欲を向上させる魅力あるものとし、小樽の特産品等を選定するなど、地

域経済を考慮したものとする。

(エ) チャレンジメニューは、広報に使用する配布物と兼用することができる。

(2) 環境イベントの実施

ア 開催日時

令和8年9月13日(日) 10時～16時

イ 会場

ウイングベイ小樽5番街1階ネイチャーチャンバー(当日の会場は仮予約済)

※ 会場図、設備・備品についてはウイングベイ小樽のホームページを参照のこと。なお、会場利用料は委託料に含むものとする。

(<https://www.wingbay-otaru.co.jp/space/stage/town5-1.php>)

ウ 業務内容

環境、特に地球温暖化防止に関する展示や小学生を対象とした製作体験教室、ステージイベント、企業ブースなどを設けた環境イベントを実施し、環境意識の高揚・行動変容を促進する。

(ア) 総括的業務(企画立案、レイアウト、業務計画書の作成、参加企業等との調整、スケジュール管理、実施報告書の作成等)

(イ) 啓発グッズ(エコバッグなど)の企画・制作(100部以上)

(ウ) 会場の設営・撤去(展示ブース、宣伝備品、資機材、装飾等)

(エ) 運営

(オ) 広報(ポスター・リーフレットなどの作成・印刷・配布、メディアを通じた広報等)

(カ) ブース出展企業の選定・調整(公募、受付、選定、各企業との連絡調整等)

(キ) その他これらに付随する業務

エ 要件

(ア) 来場者数を集計することとし、来場者数の目標は1,200名以上とする。(参考:令和7年度来場者延べ約1,100名)

(イ) 小学生を中心とした子どもが参加しやすい企画とすること。

(ウ) 地球温暖化防止等環境問題全般に関する展示パネル又はポスターを作成すること。

(エ) 小学生を対象とした製作体験教室を午前・午後1回ずつの計2回実施することとし、地域産木材を利用した製作体験を最低1回は含むこと。なお、地域産木材を利用した製作体験は、木材利用の促進を目的とした木育を含むこと。

(オ) ステージイベントは、集客力が見込め、かつ、環境教育につながる企画とすること。

(カ) その他、環境教育につながるブース企画のほか、参加者への啓発グッズ(エコバッグなど)の配布を行うこと。

(キ) 企画内容の工夫、事前の広報、当日の誘導等により集客を確保すること。

(ク) 来場者アンケートを実施するなど、効果検証を行うこと。

(ケ) 本イベントを通じ、次のことを分かりやすく普及及び啓発できるものとする。

① デコ活等、環境配慮行動の推進

② 環境問題全般（地球温暖化、気候変動、循環型社会、生物多様性等）に関するこ
と

③ おたるゼロカーボン推進事業者のPR

(コ) ポスター・リーフレットなどは、(1)デコ活チャレンジ事業において使用する配布物と
兼用することができる。

(サ) 本イベントにおいて小樽市生活環境部ごみ減量推進課が実施する「ポイ捨て防止ポス
ターコンクール」の表彰式を執り行うことを踏まえて企画すること。

(シ) 企画提案に当たっては、令和7年度に実施した内容を踏まえること。なお、令和7年
度の実施内容は下記ホームページを参照すること。

ホームページ：<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025080400012/>

(3) 共通事項

ア 各業務において、「ゼロカーボンシティ小樽市」及び「デコ活」を普及できる内容とする
こと。また、実行計画に示す市民の取組を普及できる内容とすること。

イ 各業務に当たっては、集客効果を高めるよう創意工夫すること。

ウ 各業務に当たっては、ゼロカーボンシティ小樽市ロゴマークを活用するとともに、その普
及に努めること。

エ 各業務に要する物品、材料等その他の調達及び広告媒体印刷、広告掲載に係る経費、会場
費を含むものとする。なお、広告媒体の印刷については、市内経済活性化の観点から市内に
本店を有する事業者を利用すること（受託者が市内に本店を有する場合であって、自社にお
いて印刷する場合を除く。）。また、その他物品、材料等の調達については、可能な限り市内
に本店を有する事業者を優先的に利用すること。

6 成果品

(1) 業務実施報告書（電子データ（CD-R等）及び紙媒体2部）

(2) 作成したコンテンツのデータ及びリーフレットなどへ掲載をした写真・画像データ一式

(3) 作成したポスター・展示パネルなどの媒体

7 その他

(1) 本業務の実施に当たり必要な事項については、小樽市と協議すること。

(2) 業務の遂行に当たっては、適正かつ円滑に施行するため、受託者は小樽市と常に密に連絡
を取り、相互に理解し作業を進めること。また、受託者は、小樽市からの指導・助言につい
ては、速やかに検討し、必要に応じて対応すること。

(3) 受託者が本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載のないものであっても、社会通念上
当然と認められる事項については、受託者の責任において行うものとする。

(4) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、本業務
の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た

情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。また、業務終了後も同様とする。

イ 受託者は、小樽市個人情報保護法施行細則（令和5年規則第3号）その他の関係法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはいけない。また、業務終了後も同様とする。

- (5) 本業務で得られた成果は、原則、小樽市に帰属する。
- (6) 本業務において作成したポスター・リーフレットや広告物等に使用した全ての素材に係る著作権は、小樽市に帰属する。
- (7) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合であって、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。
- (8) 受託者は、参加者に対して、受託者の営利に繋がるとみなされる行為を行わないものとする。